

資本金の減少に関するお知らせ

弊社では、会社法第 447 条第 1 項の規定に基づき、下記の通り減資しましたのでお知らせいたします。

記

1. 減資の目的

現在の事業規模に応じた適正な税制の適用を通じ財務体質の改善を図るため。

2. 資本金の額

資本金の額 499 百万円のうち 399 百万円減少させ、100 百万円となりました。

3. 減資の方法

払い戻しを行わない無償減資とし、発行済株式総数の変更は行わず、減少する資本金の額 399 百万円の全額を資本準備金に振り替えました。

なお本件による発行済株式総数及び純資産額に変更はなく、株主の皆様のご所有株数や 1 株当たりの価額にも影響はありません。

4. 効力発生日

2024 年 3 月 4 日

天草エアライン株式会社